

双葉町における避難指示区域の解除について

令和4年7月26日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、双葉町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成30年12月21日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記1. の解除は、令和4年8月30日午前0時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。
※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。
3. 本決定を踏まえ、双葉町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上